

- 接種体制は、確実にワクチン接種を行うため、①適時・適切なワクチン接種（家畜防疫員及び知事認定獣医師に限定）、②ワクチンの厳格な管理（県知事による許可）の2要件が担保されることが重要。ワクチン接種開始（令和元年9月）から約3年が経過し、現在、ワクチン接種推奨地域は39都府県（ワクチン接種県）となっている。
- ワクチン接種県では、現在、家畜防疫員又は知事認定獣医師による頻回なワクチン接種が必要。一方で、飼養衛生管理の指導、免疫付与状況確認検査の実施及びそのデータの分析、豚熱等発生時の緊急防疫措置の対応など、家畜防疫員による他業務への対応に影響。今般、現場からの要望も踏まえ、接種適期に確実に接種可能となる体制整備を図るとともに、家畜防疫員が上記の他業務に注力できる体制整備が必要。
- このため、豚熱ワクチン接種体制の2要件を担保しつつ、家畜防疫員又は知事認定獣医師の指示・監督の下、飼養衛生管理者（家伝法第12条の3の2第1項の飼養衛生管理者をいう。）によるワクチン接種を可能とするよう接種体制を強化。
- なお、2要件の担保にあたっては、飼養衛生管理者の登録（事前研修による技術習得・接種実績報告などルールの徹底）、農場の認定（農場におけるワクチン管理体制の事前確認）及び家伝法第50条に基づくワクチンの使用許可により、豚熱ワクチン接種体制が継続して担保される仕組みとする。

### 現行の体制

- ①適時・適切なワクチン接種
  - ・家畜防疫員及び知事認定獣医師に限定。
- ②ワクチンの厳格な管理
  - ・知事によるワクチンの使用許可（家伝法第50条）

### 課題

- ①適時・適切な接種が困難
  - ・現行の接種頻度では、必ずしも接種適期に接種を実施することは困難。
- ②接種県では他業務に影響
  - ・飼養衛生管理の指導
  - ・免疫付与状況確認検査の実施及びそのデータ分析
- ③緊急防疫措置時の対応
  - ・防疫優先によるワクチン接種の停滞及び防疫措置実施体制への影響。

### 見直し後の体制

- ①適時・適切なワクチン接種
    - 知事による
      - ・飼養衛生管理者の登録
      - ・農場の認定
  - ②ワクチンの厳格な管理
    - ・知事によるワクチンの使用許可（家伝法第50条）
- ↓
- ★豚熱ワクチンの接種体制の2要件が継続して担保される仕組み

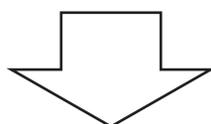
### 期待される効果

- ①接種適期での確実な接種
- ②飼養衛生管理の指導強化
- ③免疫付与状況確認検査の体制強化
  - ・農場毎の接種適期の検討をさらに推進。
- ④緊急防疫措置時の影響緩和
  - ・防疫措置に家畜防疫員が注力可能。ワクチン接種は飼養衛生管理者により継続。

# 飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種における適切な接種体制を担保する仕組み

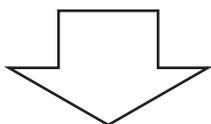
消費・安全局

<p>①事前の研修</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県による事前の研修により知識・技術の習得                      研修項目：飼養衛生管理、豚熱ワクチンの基礎知識、制度、接種技術                      研修頻度：事前に1回以上、その後は毎年1回以上                      研修対象：飼養衛生管理者                      ⇒ 研修修了者に県が修了証を交付</li> </ul>
<p>②ワクチン管理体制の事前確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農場による作業手順書の作成                      内容：ワクチン接種記録等書類の作成・報告の手順、ワクチン使用手順、ワクチンの保管の手順、ワクチンの空瓶の返却手順等</li> <li>・ 県による当該手順書の実行体制の確認</li> <li>・ 県による農場のワクチン保管設備等の管理体制の確認                      ⇒ 要件確認後、農場を県が認定</li> </ul>
<p>③ワクチンの流通への県の関与</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県による豚熱ワクチンの調達</li> <li>・ 農場が作成した接種計画を県が確認の上、必要なワクチン量が農場に渡るように管理</li> <li>・ 県は接種者に家伝法に基づくワクチン使用を許可</li> </ul>
<p>④家畜防疫員等によるワクチン接種の指示</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家畜防疫員又は知事認定獣医師は診察の上、豚熱ワクチン接種票を交付</li> </ul>



事前の体制整備後

<p>⑤ワクチン接種の実施 (④の指示・監督の下)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 接種可能者</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>②に基づく認定を受けた農場の飼養衛生管理者であって、①に基づく修了証及び家伝法に基づくワクチンの使用許可を県から受けた者</p> </div>
-----------------------------------	---



県は、要件の遵守確認を実施

<p>⑥接種実績報告</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農場は県に接種実績を報告（知事認定獣医師を介しても可）</li> <li>・ 県は農場の接種計画、接種実績及びワクチンの使用数量を突合確認</li> </ul>
<p>⑦立入検査等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県は定期・不定期による立入検査を実施</li> <li>・ 県は免疫付与状況確認検査を実施</li> </ul>

★ 要件を満たさない場合には、修了証、認定及びワクチン使用許可の取消し並びに家伝法に基づく家畜防疫員による接種又は知事認定獣医師による接種を実施

# 豚熱ワクチンの効果的な追加接種について

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づき実施される豚熱ワクチンの追加接種について、牛豚等疾病小委員会におけるデータ及び議論を踏まえ、今後、当分の間は、予め農林水産省と一括協議をした上で、母豚の更新等により母豚群の免疫付与状況が変化すると考えられるまでの期間においては、個別の協議をすることなく、現在農場で飼養されている豚群及び次に生まれてくる子豚への追加接種を実施することが可能。

これまで



免疫付与に係るデータの蓄積により、母豚の免疫付与状況とその子豚の抗体陽性率は関連することが推察

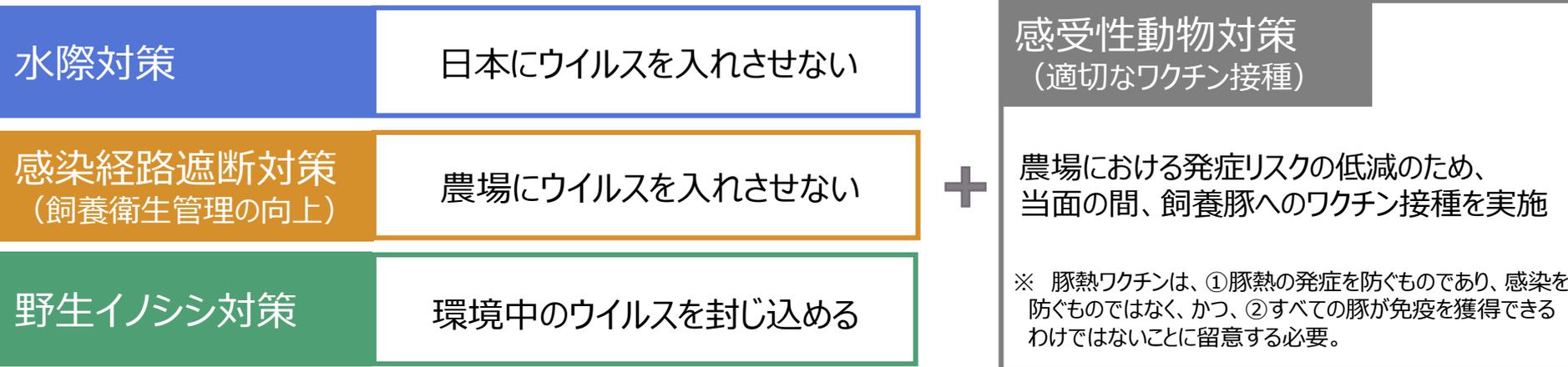
今後



# 今後の豚熱対策の道筋

- 豚熱対策については、農場にウイルスを入れさせないための**飼養衛生管理の向上を基本**とし、日本にウイルスを入れさせないための**水際対策**、環境中のウイルスを封じ込めるための**野生イノシシ対策**を複合的に講ずることが重要。
- 一方で、現状では野生イノシシの感染状況が把握できていない地域が多く、経口ワクチンの取組にも地域間で格差が発生。また、現状の飼養衛生管理では、農場へのウイルスの侵入を防ぐことができない場合、当面の間、飼養豚へのワクチン接種を実施。
- ドイツの取組状況を踏まえると、**我が国においても、10年単位での長期的な対策を講ずる必要**。

## 豚熱対策の3本柱



## 今後の取組方針

**野生イノシシ対策**については**10年単位で取り組む必要**

⇒ **豚熱の清浄化に向けて、各対策を長期間にわたって継続的に取り組んでいく**  
**なお、データの蓄積や研究の成果を踏まえて、対策は随時見直していく**

# 豚熱飼養豚発生県、野生イノシシ発生県、予防的ワクチン接種推奨地域

○ 予防的ワクチン接種の対象地域は、防疫指針に基づき、以下を考慮し、牛豚等疾病小委員会で議論した上で設定。

- ① 野生イノシシにおける豚熱感染状況
- ② 農場周辺の環境要因（野生イノシシの生息状況、周辺農場数、豚等の飼育密度、山、河川の有無等の地理的状況）
- ③ 疫学的リスク低減のため、まだら打ちを避ける（面的に接種し順に拡大）

飼養豚陽性発生県：赤色（ただし、斜線は、令和4年度以降発生なし。）

【18都県】（飼養頭数 2,662,550頭(全国の29.8%)）

野生イノシシ陽性発生県：赤色(沖縄を除く) 橙色

【34都府県】（飼養頭数 4,028,930頭(全国の45.0%)）

飼養豚へのワクチン接種推奨地域：赤色 橙色 黄色

【39都府県】（飼養頭数 5,421,130頭(全国の60.6%)）

※飼養頭数は、R4 畜産統計・確報値を基に計算

